

○大府市産業立地の促進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号。以下「条例」という。）及び大府市産業立地促進条例施行規則（平成17年大府市規則第71号。以下「規則」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語であって、条例及び規則において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(大府市総合計画等)

第3条 条例第2条第1号の「大府市総合計画等」とは、大府市総合計画、大府市国土利用計画、大府市都市計画マスタープラン及び大府農業振興地域整備計画とする。

(高度先端産業立地促進奨励金の交付の対象事業)

第4条 規則第3条の事業は、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第6条第1項の規定により愛知県知事の認定を受けたものでなければならない。

(生活環境への配慮事項)

第5条 規則第4条第2号の説明会（以下「説明会」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事内容に関する事。
 - (2) 事業内容に関する事。
 - (3) 幹線道路からの搬出入経路に関する事。
 - (4) 交通量及び交通安全対策に関する事。
 - (5) 騒音、排水、緑地の対策等環境保全に関する事。
 - (6) 保安対策に関する事。
 - (7) 従業員の駐車場に関する事。
 - (8) その他周辺地域の居住環境に及ぼす影響及びその対策に関する事。
- 2 説明会は、原則として周辺地域の住民の集団に対して開催する。
- 3 説明会において周辺地域の住民から意見があった場合は、事業者は適切に対処し、その内容を市長に報告しなければならない。
- 4 周辺地域の住民は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 工場等の敷地の境界から50メートル以内の敷地の土地所有者及び居住者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、事業者が行う事業又は工場等の建設工事に関して影響を受ける地域の土地所有者及び居住者
- 5 事業者は、規則第4条第3号の同意を得られない場合は、市長に理由書を提出するものとする。

(認証等の取得等に関する事項)

第6条 条例第4条第1項第5号の要件を満たすかどうかは、次に掲げる認定、認証、表彰等の取得及び取得に向けた取組の状況により判断する。

- (1) えるぼし認定
- (2) くるみん認定
- (3) 健康経営優良法人認定制度
- (4) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度
- (5) あいち女性輝きカンパニー認証制度
- (6) 大府市働きやすい企業表彰
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則第4条の2に規定する事項に係る認証等で市長が認めるもの

(図書の閲覧)

第7条 周辺地域の住民等との紛争を未然に防止するため、立地する工場等に関する事項について図書の閲覧の請求があった場合は、次に掲げる図書を閲覧させるものとする。

- (1) 事業計画概要書
- (2) 位置図、敷地図、家屋の配置図及び各階平面図
- (3) 周辺地域の住民に対する説明会の議事録

2 閲覧場所は、大府市役所産業振興部商工業ウェルネスバレー推進課とする。

3 第1項の図書を閲覧しようとする者は、所定の用紙に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(償却資産の報告)

第8条 市内に複数の工場等を有する指定事業者は、工場等立地促進奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金の交付を受けようとする場合は、指定を受けた工場等の償却資産を市長に報告しなければならない。

(地位の承継に係る添付書類)

第9条 規則第15条第1項の指定承継申請書には、指定事業者の奨励措置指定可否決定通知書を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に条例第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。